

条例に盛り込むべき項目と内容(案) 及び委員意見の取扱い区分

資料3
H22.9.29

●＝規則や要綱等へ委任するもの
■＝具体的な事業等で取り組むもの
▲＝引き続き自治推進委員会で確認・検討を行っていくもの

太線内が「条例に盛り込むべき項目と内容(案)」					
構成	主な項目	内容	★条例に盛り込むべき項目と内容(案)に反映する委員意見	委員からの意見、キーワード等【委員名】	規則や要綱に委任するか具体的な事業で対応していく区分(●、■、▲)と委員意見(＝①、②・・・)
A 総則			(前文について) ・自治基本条例に前文があり、あえて重複するような前文は定めないこととする。	①熊本市の優位性の認識【中島洋】	■＝①意見の趣旨を踏まえた条例の周知を図る。 ▲＝④確実に仕組みが構築され、実行されているかを確認・検証していく。
	趣旨	(条例の趣旨) ア 熊本市自治基本条例第31条の規定に基づき、情報共有を前提とした参画と協働の拡充推進について必要な事項を定める。	②、③、⑤、⑥、⑦＝ア 「自治基本条例に基づき」に包括して反映	②市民の「情報を取得する権利」「参画権・意見表明権・提案権」を保障する【西村】 ③自治基本条例第3条、4条、5条、12条、25条、27条、29条、30条、31条に基づいて目的を設けるべき【西村】 ④広範な市民が一人でも多く市政を知り、参画する機会を拡充推進し、具体的に確実に保障する仕組みをつくることを目的とする【西村】 ⑤市民の意見、意向、提案、対案等が参画の形態、方法を通じて、条例等に反映され、市民にとってより良い条例等が作成され制定されることを目的とする【西村】 ⑥「情報共有」「参画」「協働」はバラバラではなく一つの統一した不可分なもの、一つの概念、一つの命題、一つの有機体、生命体である。これは、自治運営、市政運営の中核概念、中心的概念である【西村】 ⑦「市政に関し意見を表明し、又は提案する権利」「市政に関し説明を求める権利及び学習をする権利」を明記【西村】	
	定義	(4)用語の説明 (とくに参画・協働の意味を明確化する)			
B 参画	参画全般	(参画の機会の拡充推進) イ 市長等は、情報共有を前提とした市民参画を拡充推進し、市民の意見等を施策へ反映する。	①＝エ ②＝ウエ ただし「提案制度の確立」を除く ③、⑤、⑪、⑬、⑭＝ウ ⑥＝ウエ ⑦＝エに一部反映し2)はチツテで反映 ⑧＝イエ ⑨＝イ ⑫＝エ	①インボルブメントの必要性を定める【中島洋】 ②「住民参画制度の確立」として対象、形態、参加手続き、提案制度の確立を盛り込む【西村】 ③「企画」「実施」「評価」のときを参画の対象とする【西村】 ④市の外へ情報発信をするシステムを条例に組み込んでどうか。例えば、観光に来てもらう工夫として、景色の良い場所を民間から募集して観光情報として行政が発信したらどうか。【長塩】 ⑤行政の企画、実施、評価のすべての過程(段階)に、市民は主体的、自発的、積極的に参画し、市政を推進することが基本である【西村】 ⑥参画形態の最大の目的は、市民が直接会議に参画し、意見、提案等が出来る機会を保障するとともに、参画の形態方法を組み合わせて、全体的に意見、提案を広範な市民の中からくみ上げて、多様な市民の意見、提案、意向が反映されより良い条例、計画等が作られることを目的とする【西村】 ⑦多様な形態と方法は以下を提案【西村】 1)審議会(調査、審議) 2)市民会議、区民会議、校区会議 3)パブリックコメント 4)行政、審議会等主催の学習会、研究会 5)行政、審議会等主催の報告会、報告集会 6)行政、審議会等主催の市民との意見交換会 7)行政、審議会等による説明会 8)市民、市民団体等、地域団体から、行政、審議会等への提案の申し入れ。説明と質疑。 9)シンポジウム 行政、審議会主催 10)懇談会 11)ワークショップ 12)参考人、公聴会(議会) 13)議会、請願	●＝②のうち反映していない「提案制度の確立」 ■＝④ ●＝⑦の提案のうち反映していない4)～9) 4)行政、審議会等主催の学習会、研究会 5)行政、審議会等主催の報告会、報告集会 6)行政、審議会等主催の市民との意見交換会 7)行政、審議会等による説明会 8)市民、市民団体等、地域団体から、行政、審議会等への提案の申し入れ。説明と質疑。 9)シンポジウム 行政、審議会主催 12)参考人、公聴会(議会) 13)議会、請願、陳情 ▲＝⑩考え方はイに反映しているが具体的な周知方法は検討
		(参画の対象) ウ 市長等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の対象を定め、これを実施する。〔具体的な参画の対象を示すこと〕 (参画の手法) エ 市長等は、市民参画の対象の内容、段階、関係する市民の範囲に応じて効果的な手法や新たな手法を選択し、これを公表し、実施する。〔具体的な参画の手法と公表方法を示すこと〕			

構成	主な項目	内容	★条例に盛り込むべき項目と内容(案)に反映する委員意見	委員からの意見、キーワード等【委員名】	規則や要綱に委任するか具体的な事業で対応していく区分(●、■、▲)と委員意見(=①、②・・)
				⑧行政は、課題、対象に、広範な市民の参画の機会を参画の方法と民主的な手続きによって保障しなければならない【西村】 ⑨参画の形態、方法は、市民の多様な活動の広がりとともに発展し、今後もっと多様な参画形態、方法が生み出されてくるとされる【西村】 ⑩市民参画の方法と民主的手続きの確立【西村】 1)民主的手続きの重要性 a参画の対象の目的とそれを実現するための方法とそれに参画するための民主的な手続きを経なければ、市民は目的のものに参画することは保障されない。 b特に参画の民主的手続きが重要である。 c.行政は全体の計画を知らせなければならない。募集、公募の始まりから終わりの結果公表までを知らせなければならない。日時、内容について全面的に知らせなければならない。 d.公募、募集、会議の日程はすべて「市政だより」に掲載しなければならない。 2)行政の民主的手続きと責務 行政は誠実に民主的手続きを実行し、市民参画を拡充推進し、情報共有と参画・協働を中核とする市政運営と公平公正で透明な市政を運営することによって総合10年計画を一步一步実現していかなければならない。 ⑪行政評価に市民が参加すべき【西村】 ⑫(3)～(5)のほか、ワークショップ、懇談会、公聴会、アンケート等の制度について定める【西村】 ⑬参画の重要な対象を明記することにより、市政(行政)への市民参画はもとより、全体への市民参画と注意を喚起し、市政(行政)全体への市民参画の拡充推進を促進する【西村】 ⑭重要な対象課題として、以下1)～6)を提案【西村】 1)条例等の制定、改正、廃止に関するもの 2)計画の策定、振興、改正、廃止に関するもの a.総合計画(基本構想、基本計画、実施計画、事業計画) b.法と条例に基づく計画 c.分野別の計画 d.地域計画(区単位)、地区計画(小学校区単位) e.国、他の自治体にかかわる計画 3)予算の編成、執行、決算について 4)市民の生活に重要な影響を及ぼす市の方針、政策、施策、事業計画、条例、規則、要綱及び行財政計画等の策定、改正、廃止のとき 5)行政評価(政策評価)への参画 6)全体の計画と行程表、スケジュールへの参画	
	重要な参画の方法	(パブリックコメント) オ 市長等は、パブリックコメントの対象となる具体的な事項及びその結果の公表について定める。 (審議会等) カ 市長等は、審議会等の委員の選任、会議の公開と公表について定める。 (市民の多様な意見の集約) キ 市長等は、市政に関するアンケート調査や意見交換等により、市民の意向を積極的かつ的確に把握する。	⑰、⑱=キ	⑮市民が問題であると感じるものを審議会として検討すべき【長塩】 ⑯「審議委員の公募制度の確立」「公募委員の選考委員会(第三者機関)の設置」などを定める【西村】 ⑰多くの人が参画できる仕組みが必要【中島洋】 ⑱意見の偏りがなく様々な市民の意見を集約することも重要【上野】	■=⑮ ●=⑯

構成	主な項目	内容	★条例に盛り込むべき項目と内容(案)に反映する委員意見	委員からの意見、キーワード等【委員名】	規則や要綱に委任するか具体的な事業で対応していく区分(●、■、▲)と委員意見(=①、②・・)
C 協働	協働全般	(協働の取組の拡充推進) ク コミュニティ活動を行う市民及び市長等は、自助・共助・公助による社会を実現していくため、対等な立場で相互に補完し合い、活動が活発化していくよう協働の取組を拡充推進する。 (協働の形態) ケ コミュニティ活動を行う市民及び市長等は、事業ごとの目的及び目標を共有し、事業協力や協働契約等の効果的な形態により協働に取り組む。 (協働における市民の役割) コ コミュニティ活動を行う市民は、自治推進を担う者としての自覚を持ち、活動の充実に取り組む。 また、活動の目的及び内容については、 <u>広く市民への周知を図り</u> 、必要に応じ他のコミュニティ活動を行う市民と連携、協力する。 (協働における市長等の役割) サ 市長等は、コミュニティ活動の推進に関する総合的な施策を実施し、市民の自主性や自立性を尊重しながら、必要に応じ協働が円滑に進むための環境を整備する。	①＝ク～サに包括して反映	①協働の推進の基本原則とルールを定める【西村】	
	活動推進 (相互支援)	(情報の収集・提供) シ 市長等は、コミュニティ活動の推進を図るため、活動に関する情報を収集するとともに、その情報を市民に対して積極的に提供する。 (活動の場の支援) ス 市長等は、コミュニティ活動の推進を図るため、市民活動支援センター等の拠点を整備するとともに、地域の公共施設等を活用して活動を支援する。 (活動資金の支援) セ 市長等は、コミュニティ活動の推進を図るため、予算の範囲内で活動資金の助成その他必要な財政的支援の仕組みを整備する。	②④＝コ ⑤、⑧、⑩＝サ～ソに包括して反映	②きめ細かく情報発信して地域の参画を活性化【岩下】 ③コミュニティづくりには情報発信ツールが重要【中島久】 ④自治会での広報が重要【吉田】 ⑤協働のコーディネート(を担う人や情報)が必要【松崎】 ⑥高齢者等を考慮した情報提供【中島洋】 ⑦ITにアクセスできない人を考慮【長塩】 ⑧コミュニティを実感する機会が少ない、楽しくないと参加しない【長塩】 ⑨伝える相手や状況に応じた情報伝達方法を講じる【長塩】 ⑩「新しい公共」を支援する条例とする。【松崎】	■＝③、⑥、⑦、⑨
	人材育成	(人材の育成) ソ 市長等は、コミュニティ活動の推進を図るため、活動に関して広く学べる機会を設けるなど、活動を担う人材の育成に必要な環境を整備する。	⑪～⑮＝ソ	⑪地域の人材育成が課題【吉田】 ⑫情報発信を活発化する人材【松崎】 ⑬コミュニティづくりのキーパーソン【中島久】 ⑭信頼されるリーダーを作る仕組み【岩下】 ⑮エンパワメントの(市民公益活動の自主性・自立性を高めていく)ためオルガナイザー(組織を運営していくリーダー)の育成が必要【中島洋】	

構成	主な項目	内容	★条例に盛り込むべき項目と内容(案)に反映する委員意見	委員からの意見、キーワード等【委員名】	規則や要綱に委任するか具体的な事業で対応していく区分(●、■、▲)と委員意見(=①、②・・)
考慮すべき事項					
情報共有	* 正副委員長案にはないが、意見が多かった項目		「情報共有」については次のとおり盛り込むものとする。 ・A総則のAに「情報共有を前提とした参画と協働」として定める。 ・B参画とC協働及びD推進のための制度の各々(下線部分)において参画と協働を拡充推進するための情報共有について定める。	①情報公開・共有の原則【西村】 ②行政の意思決定過程における情報の共有【西村】 (課題・目的の設定及びその背景、経過、理由) (市民提案及び検討した他の複数の政策・計画案の内容及び決定の理由) (他の自治体の類似する政策・計画等との比較検討状況) (政策・計画等にかかる住民参加の状況)等 ③情報公開制度の確立【西村】 ④情報収集及び管理【西村】 ⑤説明及び応答責任【西村】 ⑥課題の意思決定過程における全体の計画、行程表、スケジュール等の情報の共有【西村】 1)1年間(必要なら2年間)の課題の実現に向けての全体の計画と行程表、スケジュールと財政計画 2)市民参画の全体の計画、行程表、スケジュール 3)審議会等の全体の計画、行程表、スケジュール 4)行政の全体計画 a. 意思決定過程機関の全体計画、行程表、スケジュール b. 職員研修、学習計画の全体計画 c. パブリックコメント、地域説明会等の市民からの素案に対する意見、提案による修正、記録に関する全体計画、行程表、スケジュール d. 議会への上程等の全体計画、行程表、スケジュール 5)意思決定過程の4段階におけるそれぞれの全体計画、行程表、スケジュール 6)参画と協働は情報共有が必然であり、絶対不可欠の条件です。相互に情報を共有し、理解しながら補い合って、参画と協働は進むものです。参画と協働は情報の共有なしには一歩たりとも進みません。 ⑦個人情報保護法に過剰反応しすぎない【荒木】 ・その他、上記正副委員長案に対する意見の中に「情報」に関する意見あり。	●、■＝①～⑦に示された個別具体的な事項は、規則等や事業の取組において対応していく
その他の検討			答申のまとめ方に関する④～⑪は提言書作成時に検討	①わかりやすい言葉で表現、難しい用語には解説を付けるべき【岩下】 ②条例が浸透する道筋を考えるべき【吉田】 ③自治協議会へ条例をよく浸透させるべき【吉田】 ④行政の縦割りを解消するための条例【平橋】 ⑤現行案で良い【松崎】 ⑥熊本市ならではの特徴を盛り込むべき【長塩】 ⑦身近に感じる条例が良い【吉田】 ⑧熊本の実態を調べて盛り込むべき【吉田】 ⑨条例に頼らないことの重要性【長塩】 ⑩広範な市民が確実に「情報共有」「参画」「協働」できる仕組みを整備し、その機会を拡充推進する条例にする【西村】 ⑪参画協働を確実に拡充推進するために現状と問題点をふまえ個別具体的に内容を条例に記載する【西村】 ⑫情報公開と情報共有を確実にするために個別具体的に内容を条例に記載する【西村】 ⑬自治基本条例を指針として検討する【西村】 ⑭盛り込む内容を検討するだけでなく条文も検討すべき。【西村】 ⑮条例起草委員会【西村】 ⑯公募の体系一覧をまとめるべき【西村】 ⑰別途条例の策定をすべきもの【西村】 1)熊本市パブリックコメント(意見公募)制度実施要綱は条例化すべき 2)審議会等条例を策定すべき 3)公募委員選出制度に関する条例を策定すべき 4)行政評価条例を策定すべき 5)情報共有の拡充推進条例を策定すべき ⑱市民の提案権・意見表明権の保障のため、自治推進委員会は申し出があった場合の市民提案を積極的に受け、市民が意見を表明、説明できる機会を設ける。【西村】 ⑲条例作成の検討過程を市民に公開し、検討結果に対して説明責任を果たす。【西村】 ⑳委員会による地域説明会の実施【西村】	■＝①～③わかりやすい表現や条例の趣旨を浸透させることについては、条例のパンフレットや協働ハンドブック等を作成し、平易な表現で具体的な内容を提示することにより、市民の参画、協働への理解や実践につなげていく ▲＝⑱、⑲、⑳